

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

「年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響」

研究分担者 藤井麻由 (北海道教育大学教育学部講師)

研究分担者 渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所企画部 第1室長)

研究要旨

本研究の目的は、障害年金などの所得保障制度が障害者世帯の就労や家計に与える影響について、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」の個票データに基づき、実証分析を行うことである。分析結果からは、主に以下の二点が確認された。第一に、20歳～64歳の男女について、未就労率は約56.3%と高く、就労していても就労収入の平均月額額は約15万円と低い水準にとどまっている。また、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度を制御しても、障害年金をはじめとする所得保障の受給額と一般就労に就く確率には負の相関があった。第二に、単身世帯の20歳以上の男女の消費貧困割合は約34.1%～45.9%と高い水準にあり、特に高齢世帯ほど高い傾向にある。また、個人の基本属性と障害の程度を制御しても、所得保障の受給額と消費貧困に陥る確率の間には負の相関があり、さらに、低消費世帯ほど、所得保障の受給額と消費支出額の間には強い正の相関がみられた。したがって、年金は障害者の家計を一定程度下支えする効果は持つ可能性があるものの、それでもなお障害者の貧困率が高いことに鑑みれば、所得保障の十分性としては弱いことが示唆される。

A. 研究目的

本研究の目的は、障害年金などの所得保障制度が障害者世帯の就労や家計に与える影響について実証分析を行うことである。

障害者数の急増や高齢化率の上昇によって、障害者世帯の生活を支える障害年金をはじめとする所得保障制度の重要性は増している。しかし、データの入手が困難なこともあり、

障害者世帯に対する所得保障制度の影響について、日本ではほとんど実証的に明らかにされていない。そこで今回は、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(以下、しづらさ調査)の個票データを用いて、この課題へのアプローチを試みる。特に、(1)全国の「在宅障害者」を分析対象としている点と、(2)障害を持つ人々

の経済的アウトカムとして、従来から重視されてきた就労状況のみならず、支出額や支出に基づく貧困(以下、消費貧困)に着目する点が本研究の特徴となる。

B. 研究方法

本研究の分析では、「しづらさ調査」(平成23年、平成28年)の個票データを使用している。特に、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度を制御したうえで、障害年金などの所得保障が障害者世帯の就労や家計の状況とどのように関係しているのかを調べるため、重回帰分析を行っている。重回帰分析では、被説明変数として就労や家計の状況を表す変数、主な説明変数として公的年金と公的手当の一月当たりの受給額、その他の制御変数として年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度(障害者手帳の種類とその等級)を表す変数を使用した。

就労に関する分析は、20～64歳の男女を対象としている。また、被説明変数としては、就労形態の5値変数(「正職員として就労」、「正職員以外として就労」、「自営業」、「福祉的就労」、「非就労」)を採用した。

家計に関する分析は、一人で暮らしている20歳以上の男女を対象とした。単身世帯に限定する理由は、18歳以上の調査対象者について本人以外の世帯員の支出が把握されていないこと、世帯人数の情報がないことによる。被説明変数としては、一月当たりの支出額と、

最低生活費を貧困線とした場合に消費貧困の状態にあることを示すダミー変数を使用した。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の二次利用であり、個人や世帯の特定ができないよう処理したうえで分析を行っている。

C. 研究結果

分析結果から、主に以下の二点が確認された。第一に、20歳～64歳の男女について、未就労率は約56.3%と高く、就労していても就労収入の平均月額額は約15万円と低い水準にとどまっている。また、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度を制御しても、障害年金をはじめとする所得保障の受給額と一般就労に就く確率には負の相関があった。第二に、単身世帯の20歳以上の男女の消費貧困割合は約34.1%～45.9%と高い水準にあり、特に高齢世帯ほど高い傾向にある。また、個人の基本属性と障害の程度を制御しても、所得保障の受給額と消費貧困に陥る確率の間には負の相関があり、さらに、低消費世帯ほど、所得保障の受給額と消費支出額の間には強い正の相関がみられた。

D. 考察

就労に関する分析からは、障害を持つ20歳～64歳の男女の未就労率は高く、就労収入も低いことが分かった。また、障害年金などの所得保障の受給額が上がるほど、一般

就労に従事する確率が下がることが示唆されている。今回は因果効果の推定を行ったわけではないため、観察不可能な変数(たとえば、手帳の種類や等級だけでは把握できていない障害の状態など)が所得保障の受給額と就労の双方に影響をしているのか、障害年金などの所得保障制度が就労の意志を阻害しているのかは明らかでない。今後、因果効果を識別する工夫等により、さらなる検証が必要である。

家計に関する分析からは、以下のことが読み取れる。障害年金などの所得保障は障害者世帯の経済厚生維持に寄与しており、特に低消費世帯ほどその重要性は高い傾向にある。しかし、障害者世帯の消費貧困率は高い。特に、高齢世帯の消費貧困率が最も高く、貯蓄の取り崩しにより消費を平準化することが出来ていないことが示唆されている。ただし、家計に関する重回帰分析も必ずしも因果関係を推定しているわけではないため、たとえば障害発生前の就労収入が高く、そのことが現在の支出水準と年金額の両方に影響を及ぼしているならば、今回の推定結果にバイアスが生じている可能性は排除できない。

今回の分析の限界として、上述したように因果関係を推定していないこと以外にも、分析に使用する変数に一つでも欠測がある場合はサンプルから除外したことが挙げられる。「しづらさ調査」は、全国の在宅障害者に関する詳細な情報を含む貴重なデータソースだが、欠測

が多いという欠点がある。今後取り組むべき課題として、多重代入法を採用し、今回得られた結果が欠測に対して一定程度頑健であることを確認する必要がある。

E. 結論

今回の分析結果から得られる政策的インプリケーションは限定的であるが、以下の点は指摘できるであろう。全国の在宅障害者を対象に測定した消費貧困率でみても、単身世帯に限定されているものの、障害者世帯の経済厚生は平均的には低い水準にとどまっている。特に高齢の障害者世帯の消費貧困率が高いこと、そして、20歳~64歳の平均的な就労率や就労収入が低いことから、障害者世帯では、高齢期に取り崩していけるような資産を蓄積していくことが難しい状況にあると考えられる。公的年金や公的手当により、障害者世帯の家計が一定程度下支えされていることも示唆されているが、所得保障としての機能を十分に担っているとは言い難い。

日本の障害者世帯の経済状況や、所得保障制度との関係については、データの制約から、まだ実証的に示されていないことも多い。そのようななかでは、限定的であっても、現状把握に貢献するような研究には意義があると考えられる。今後は、現在あるデータを所与として分析手法の改善を行うと同時に、調査についても、質問内容の吟味や欠測を減らす工夫などにより、収集するデータの質を高めることが求められる

だろう。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

藤井麻由・渡辺久里子「年金等が障害者の
就労・経済状況に及ぼす影響」社会政策学会
(令和4年5月14日)

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし